

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について(令和2年度当初予算分)

平成26年4月から、消費税の税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられました。また、令和元年10月からは、食料品などの軽減税率が適用されるものを除き、8パーセントから10パーセントに引き上げられました。この引き上げられた消費税は社会保障財源化分といい、介護や子育て、医療、年金などの社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の財源として使用されます。

また、市の収入である地方消費税交付金についても社会保障財源化分が増収になりますが、令和2年度の当初予算における社会保障財源化分の用途は、次のとおりです。

〔歳入〕 地方消費税交付金の収入額	1,435,000 千円
うち社会保障財源化分	788,000 千円
〔歳出〕 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	9,743,913 千円

(単位：千円)

区分	事業費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉費	1,965,054	876,667	504,924	0	15,857	102,082	465,524
	老人福祉費	94,544	0	0	0	9,950	15,213	69,381
	介護保険費	1,504	0	0	0	0	270	1,234
	児童福祉費	24,835	9,122	5,754	0	0	1,792	8,167
	児童措置費	907,814	622,362	142,119	0	0	25,778	117,555
	母子福祉費	366,884	122,095	8,386	0	0	42,516	193,887
	児童福祉施設費	345,628	14,835	0	214,000	0	21,004	95,789
	保育園費	1,533,672	225,023	277,251	32,400	100,187	161,647	737,164
	生活扶助費	2,017,532	1,494,717	43,608	0	23,842	81,895	373,470
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	550,967	84,460	273,076	0	0	34,788	158,643
	介護保険特別会計繰出金	705,098	20,507	10,253	0	0	121,277	553,061
	後期高齢者医療特別会計繰出金	149,883	0	108,844	0	0	7,381	33,658
	後期高齢者医療事業費	552,029	0	0	0	0	99,280	452,749
	国民年金費	498	403	0	0	0	17	78
保健衛生	予防費	168,075	9,181	0	0	8,212	27,099	123,583
	母子保健費	256,165	2,811	50,016	0	31,233	30,953	141,152
	健康増進費	103,731	649	3,796	0	15,834	15,008	68,444
合計		9,743,913	3,482,832	1,428,027	246,400	205,115	788,000	3,593,539

※1 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の額で按分して充当しています。

※2 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合があります。